

## 「工学系技術センター技術部組織の見直し」に関する説明会

### 1. 技術職員の職務内容・技術内容を基本に班を構成し、班で業務を遂行する

システム技術室は、専攻（学科）等を基本に班構成しているが、班で協力共同して業務を行うことはなく、多くは組織図の「主な派遣先」（研究室等）に単独派遣され、単独で業務を行っている。ヒューマン技術室は、「主な派遣先」（〇〇室等）に複数派遣され、協力共同して業務を行っている。

「一人職場」をなくし、技術職員の交流（横のつながり）を深め、技術の継承、技術のスキルアップ、人材の有効活用等を促進するために、単独派遣を廃止し、複数で協力共同して業務を遂行する形態とする。

さらに、「あらかじめ予定できる業務」に対してだけでなく、「あらかじめ予定できなかった業務（緊急に発生した業務）」に対してもできるだけ対応する必要があるから、技術職員個別に余裕度を聴取するより班の余裕度を聴取して対応する班を決める方が有利である。

### 2. 派遣方式から直轄運営方式に可能な業務から移行していく

平成 20 年 4 月に設置された工学系技術センターは、技術職員を技術部に組織化し、技術職員は「派遣依頼書」に基づく「派遣方式」で業務を行ってきた。工学系ワークショップ設置にとまなない、工学系ワークショップの運営形態を工学系技術センター直轄方式とし、内規を改定して平成 22 年 4 月から「派遣方式」と「直轄方式」の並立となった。

工学系ワークショップは、現在「機械工作部門」のみであるが、「ガラス工作部門」「電気電子回路工作部門」等の要望も出されている。さらに、毒物・劇物を一元管理する「薬局」や工学系内に存在する多様なサーバーマシンを集中管理運用する体制構築なども期待されている。このような状況から、今後は工学系技術センター「直轄業務」の拡大が見込まれる。

派遣依頼は、大別すると以下が考えられる。

- ①学生実験等への派遣依頼（学科・コース等から）
- ②共同利用施設への派遣依頼（施設の運営責任者から）
- ③事務部等への派遣依頼（総務課、経理課、教務課、〇〇センター等から）

派遣は、原則年度単位であるから、毎年「派遣依頼書」「派遣報告書」を提出することになる。数年間変更がないと思われる業務については、「直轄方式」で対応する（「直轄方式」へ移行する）方が良いかもしれない。

新規業務への派遣依頼を含む「技術職員の派遣先」「派遣する技術職員数」等については、工学系技術センター（管理運営委員会）で検討・決定し、工学系決定機関で承認を得るのは当然である。

○「研究室等への専属配置はせず、すべて派遣方式とする。（派遣の期間は最大 3 年間とし、更新を認める。）」（「工学系技術センター（仮称）設置における基本方針」平成 19 年 9 月 4 日）

○平成 21 年度第 2 回工学系技術センター管理運営委員会（平成 22 年 3 月 23 日）

(1) 内規第 3 条 2

技術部は、事業体、研究室等の技術業務、技術開発業務、学生の実験実習等の指導・サポート及びこれらに関連する業務並びに**センター直轄の業務**を行う。

(2) 内規第 11 条 2

派遣は、**原則として年度単位**とする。ただし、更新を認める。

### 3. 技術職員の派遣依頼は、事業体等(学科、コース、共同利用施設、事務部等)のみができることとする(研究室からの派遣依頼は廃止する)

下記の大学及び研究科の方針から、将来研究室配置(派遣)技術職員はいなくなる。工学系技術センターも研究室からの新規派遣依頼には対応していない。研究室派遣の技術職員は、経年で減少するので、研究室からの派遣依頼は原則廃止することとする。

現在、技術職員の派遣を受けている研究室及び研究室へ派遣されている技術職員にあっては、次のように対応願いたい。

研究室：「研究室からの派遣依頼」にかわって「学科・コース等からの派遣依頼」を提出していただきたい。

技術職員：「学科・コース等からの派遣依頼」に基づき「学科・コース等」へ派遣することとするので、これまでの研究室業務に限定せず、他の技術職員と協力共同して「学科・コース等」の業務も担当していただきたい。また、若い技術職員にあっては、研究室外への異動(派遣)を積極的に検討していただきたい。

○「**研究室に配置されている技術職員の補充や新規採用は行なわない**」(「教室系技術職員に関する基本方針(教育研究支援本部構想案)」平成19年1月24日 教育研究評議会)

○「**技官定員は研究科全体としての運用を行い、これまでのような分野等に限定した配置は行なわないことを原則とする**」(「本研究科の将来構想上の技官定員の適正配置及び空き定員の有効利用について」平成14年3月1日)

「技術部組織の見直し」は、技術職員のご理解ご協力だけでなく、派遣依頼する側のご理解ご協力なくしては成り立たないものである(工学系全体でのコンセンサスが必要)。